

令和5年度札幌市の脱炭素に係る情報発信等業務に係る企画競争評価基準

1 本書の目的

本書は、「令和5年度札幌市の脱炭素に係る情報発信等業務」（以下「本業務」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和5年度札幌市の脱炭素に係る情報発信等業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において行う。

3 審査方法

委員は、「令和5年度札幌市の脱炭素に係る情報発信等業務提案説明書」、「令和5年度札幌市の脱炭素に係る情報発信等業務仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は1つの企画提案につき100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、獲得点数の最も高い者を契約候補者とする。

4 審査手順

(1) 一次（書類）審査

多数の企画提案書の応募があった場合、評価基準に基づき、書類審査を行い、二次（ヒアリング）審査への参加者を5者程度に選考する。この際の選考方法は企画提案書のみを審査するものとする。

(2) 二次（ヒアリング）審査

一次審査通過者の企画提案書に係るヒアリングを行う。ヒアリング後、各委員は各企画提案書について採点を行う。

(3) 契約候補者の決定

上記(2)の得点に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し別添により、各項目について下記のとおり採点する。なお、間の点数は認めない。

(1) 10点満点の項目の場合

特に優れている→10点、優れている→8点、普通→6点、やや不十分→4点、不十分→2点、評価不能→0点

(2) 5点満点の項目の場合

特に優れている→5点、優れている→4点、普通→3点、やや不十分→2点、不十分→1点、評価不能→0点

6 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価基準における「5 動画」の合計点の得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

委員の評価点の平均が60点を超える場合には、契約候補者として選定する。

8 評価基準

企画書 作成事項		審査項目	配点
1	実施体制 (10点)	業務の内容について十分に理解し、業務を着実に遂行する適切な能力、経験、専門知識のある人員が配置されているか	5
		業務の進め方や手法、スケジュールは適切に設定され、管理できるものとなっているか	5
2	SNS (20点)	ターゲットを明確に設定した上で、適切な発信内容や方法、また発信媒体を選定しているか	10
		費用対効果を最大限発揮できるような情報発信計画が設定されているか	10
3	コラム (10点)	札幌市気候変動対策行動計画に掲げる5つの施策に関する内容で、市民にとってわかりやすく、行動変容が期待できるコラムとなっているか	10
4	パネル (10点)	ナッジ等の知見が生かされており、市民等の具体的な行動変容促進につながるものとなっているか	5
		ポスター等の掲出先は、多くの市民の目に届き、効果的に訴求できる場所が選定されているか	5
5	動画 (30点)	専門用語やカタカナ語を多用するなどせず、誰しもわかりやすいものとなっているか	5
		場面を問わず使用できる、汎用性の高い動画となっているか	5
		札幌市気候変動対策行動計画に掲げる5つの施策に関する内容で、市民にとってわかりやすい動画となっているか	10
		ナッジ等の知見が生かされており、市民等の具体的な行動変容促進につながるものとなっているか	10
6	業務実績 (5点)	国や地方自治体の同様の業務を実施した実績があるか	5
7	費用 (5点)	提案に対して見積内容は妥当であるか	5
8	独自提案 (5点)	提案における独自性等について特筆すべきところがあれば加点（加点数は実施委員の裁量で決定）	5
9	その他 (5点)	本事業の趣旨や目的、仕様書の内容と合致しているか。また、情報発信やコンテンツ作成に当たって、インクルージョンの考え方が取り入れられているか	5
合計			100

【採点基準】	5点満点の場合	10点満点の場合
特に優れている	5点	10点
優れている	4点	8点
普通	3点	6点
やや不十分	2点	4点
不十分	1点	2点
評価不能	0点	0点